

弘前市における 有害鳥獣対策

有害鳥獣の被害は、農業所得の減少や営農意欲の減退に直結する**深刻な問題**で、近年は有害鳥獣が人家近くに出没するなど、**市民生活にも影響**を与えています。

このため、市では弘前市鳥獣被害防止対策協議会（事務局：市農村整備課）を設立し、以下の**3本柱**で**有害鳥獣対策**を実施しています。

1. 捕獲・駆除対策

- ・捕獲機材の設置・管理
- ・活動に対する支援
- ・ハンターの育成・確保

弘前市
鳥獣被害防止
対策協議会

2. 侵入防止対策

- ・電気柵の整備

3. 生息環境管理

- ・放任園対策
- ・遊休農地対策
- ・緩衝施設整備

弘前市鳥獣被害防止対策協議会（市対策協議会）とは

市、管内3農業協同組合、中弘猟友会、東目屋地区農作物被害対策協議会、一大地区鳥獣害被害対策協議会、青森県中南農林水産事務所、弘前射撃協会にて構成される組織（オブザーバー：弘前警察署）。

【問合せ先】

弘前市役所 農林部農村整備課
〒036-8551 弘前市上白銀町1-1
TEL:0172-40-4155
FAX:0172-32-3432

1. 捕獲・駆除対策

(1) 捕獲・駆除活動の推進

全 般

有害鳥獣の駆除活動等を行う団体の活動を支援します。

- ◇取組主体：市内で活動を希望する団体（中弘猟友会、常盤野町会、東目屋地区協議会、一大地区協議会）

サル対策

①大型檻の設置及び行動域調査

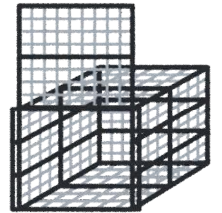
多頭数捕獲大型檻の設置及び発信機装着による行動域調査を実施します。

- ◇取組主体：市対策協議会、実施地区の農業者・市鳥獣被害対策実施隊
- ◇実施地区：被害状況や要望等を踏まえ、同協議会で選定

②箱わなの設置・管理

巡視員等による箱わなの設置・管理を実施します。

- ◇取組主体：巡視員等
- ◇実施地区：被害状況や要望等を踏まえ、順次対応



クマ対策

①緊急パトロール及びわなの設置・管理

実施隊による緊急パトロール、わなの設置・管理を実施します。

- ◇取組主体：市鳥獣被害対策実施隊
- ◇実施地区：目撃情報等を踏まえ、順次対応



アライグマ等対策

①箱わなの設置・管理

箱わなの設置・管理、殺処分に係る業務を委託します。

- ◇委託先：（公社）弘前市シルバー人材センター
- ◇実施地区：目撃情報等を踏まえ、順次対応



1. 捕獲・駆除対策

(2) 捕獲体制の強化

ハンターの育成・確保

①狩猟免許等の新規取得への支援

狩猟免許等を新たに取得する場合に要する経費の一部を補助します。

- ◇対象者：市内に住所を有し、有害鳥獣捕獲に協力できる者
- ◇対象経費：狩猟免許試験手数料、銃所持許可申請手数料等
- ◇主な要件：5年以上の間、猟友会に所属し、狩猟免許を保持すること等
- ◇募集時期：随時（予算の範囲内で先着順）

②射撃講習会の開催

射撃技能等の向上を図るため、射撃講習会を開催します。

- ◇参加費用：いずれも無料（銃器は要持参）

i) 初心者向け射撃講習会の開催

- ◇対象者：市内に住所を有し、鉄砲所持許可証取得後概ね3年以内の者
- ◇開催時期：令和7年春頃（予定）

ii) 中級者向け射撃スキルアップ講習会の開催

- ◇対象者：市内に住所を有し、鉄砲所持許可証取得後概ね4～10年の者
- ◇開催時期：令和7年秋頃（予定）

捕獲活動への支援

①地域農業者協働型の駆除活動への支援

地域が一体となった駆除活動を推進するため、地域農業者等とハンターが協働で行うクマの駆除活動に対し、捕獲頭数に応じて、活動支援金を交付します。

- ◇取組主体：地域農業者等と実施隊で構成される団体
- ◇交付単価：2万円/頭（上限額10万円/団体）



②有害鳥獣捕獲報奨金の交付

サル及びクマの捕獲頭数に応じて、捕獲報奨金を交付します。

- ◇取組主体：市鳥獣被害対策実施隊
- ◇交付単価：1万円/頭



2. 侵入防止対策

①電気柵の整備

侵入防止用の電気柵の整備を実施します。

◇取組主体：市対策協議会、実施地区の農業者・市鳥獣被害対策実施隊

◇整備予定：藍内、岩木、石川、大沢、小栗山、桜庭、十腰内、十面沢

3. 生息環境管理

放任園対策

①放任園の調査

市内の樹園地における放任園の調査を実施します。

◇取組主体：農業委員、農地利用最適化推進委員、りんご共同防除連絡協議会

②放任園の解消

放任樹の伐採、抜根等の取組を支援します。

◇取組主体：市内に住所を有し、放任園の解消を行う団体

◇支援単価：伐採等に係る交渉経費 1.5万円

(予定) 処理経費

伐採23本以上／10aの場合	117,512円／10a以内
伐採23本未満／10aの場合	5,108円／本



遊休農地対策

①遊休農地の再生利用

遊休農地の再生利用活動（再生作業、土壌改良等）を支援します。

◇取組主体：新たに所有権の移転、貸借権の設定等により遊休農地を取得した農業者、農業者等の組織する団体等

◇交付単価：2.5万円／10a（荒廃度が高い場合は5万円／10a）

緩衝施設整備

①緩衝施設の整備

山林と農地との間に見通しの良い地帯などの緩衝施設の整備を支援します。

◇取組主体：市内に住所を有する農業者、農業者等の組織する団体等

◇補助率等：対象経費の1／2以内（上限額：15万円／10a）

◇募集時期：5月以降、随時（予算の範囲内で先着順）

